

横須賀リサーチパークへの進出をサポートします

YRP進出事業者補助金

最大
300万円！



対象業種の
指定なし！

使途の
指定なし！

※生活支援施設を設置する
事業者が行う整備に要する
経費は“300万円”

その他は“最大100万円”

業種や事業所面積等の
条件があります

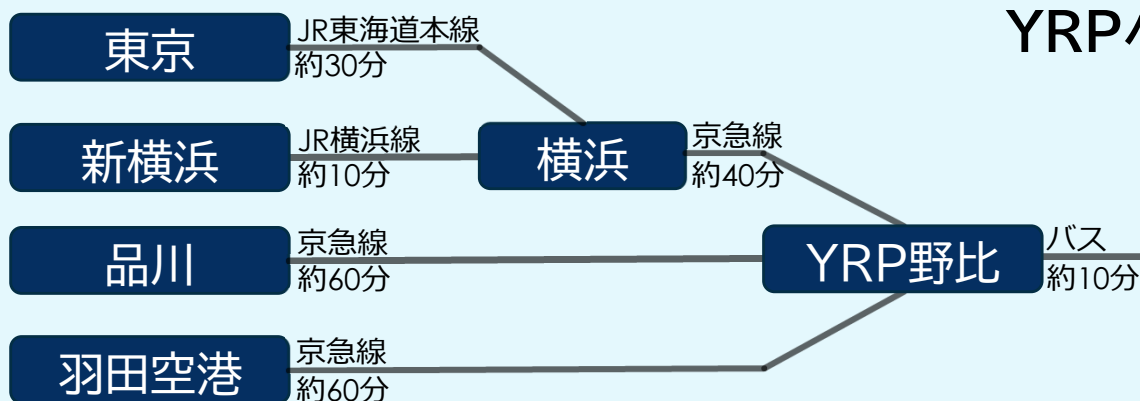
補助対象・要件

YRP地区に新たに事業所を設置する法人
または個人事業者で、次のすべてに該当するもの

- 中小企業者等(中小企業基本法で規定する者等)
- 新たに設置する事業所に常時従業員等を配置し、事業を営む者
- 賃貸借の場合は契約期間が2年以上、かつ転貸しないこと
- 税金を滞納していないこと
- 「企業立地等促進条例」の奨励措置の適用を受けていないこと



YRPへのアクセス



詳しくはお問い合わせください

横須賀市経済部企業誘致・工業振興課
〒238-8550 横須賀市小川町11番地
TEL:046-822-8125
Eメール ip-ec@city.yokosuka.kanagawa.jp

YRP進出事業者補助制度について

- ・横須賀リサーチパーク（YRP）地区内に新たに事業所を設置する
中小企業者等

※「YRPビジョン2028」で定める行動計画の事業に参画する事業者

対象業種 および 補助金額	●製造業 ●情報通信業 ●学術研究、専門・技術サービス業のうち自然科学研究所、デザイン業、機械設計業および商品・非破壊検査業に属するもの等 ●上記業種かつ面積が50㎡以上であること 100万円 ●小売業、飲食店など生活支援施設（50㎡以上） 300万円 ●上記以外の事業者 50万円 ※「YRPビジョン2028」で定める行動計画の事業に参画する事業者 100万円
主な条件	●中小企業者等（中小企業基本法で規定する者等）であること ●新たに設置する事業所に常時従業員等を配置し、事業を営む者 ●賃貸借の場合は契約期間が2年以上、かつ転貸しないこと ●「企業立地等促進条例」の奨励措置の適用を受けていないこと ●納期限の到来した市税を完納していること など